（別紙６）

愛媛県土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ舗装工）「受注者希望型」特記仕様書

（適用）

第１条　本工事は、受注者が３次元データ等を活用する「ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ舗装工）」（以下、「ＩＣＴ活用工事」という）であり、本工事の実施にあたっては、工事請負契約書及び土木工事共通仕様書等によるほか、愛媛県ＩＣＴ活用工事実施要領及び本仕様書によるものとする。

（ＩＣＴ活用工事）

第２条　ＩＣＴ活用工事とは、以下に示す①～⑤全ての施工プロセスにおいてＩＣＴを活用する工事である。

①　３次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、次の1)～2)から選択して測量を行うものとする。

ただし、前工事での３次元納品データが活用できる場合や既存データから３次元設計データの作成が可能な場合や管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合においては、監督員と協議の上、次の3)～4)の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

1）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
2）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
3）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
4）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

②３次元設計データ作成

①で計測した測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工および３次元出来型管理に用いる３次元設計データを作成する。

③ＩＣＴ建設機械による施工

②で得られた設計データを用いて、下記 1）に示すＩＣＴ建設機械により、施工を実施する。

1）３次元ＭＣ建設機械

※ＭＣ：「マシンコントロール」の略称

ただし、現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④３次元出来形管理等の施工管理

③の施工における施工管理は、ＩＣＴを活用した施工管理を実施する。

〔出来形管理〕

下記 1)～2）を原則とするが、現場条件等により下記3)～4)の出来型管理を選択して面管理を実施してもよい。（複数選択可）

1）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
2）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
3）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
4）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

なお、表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。ただし、完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測を行い、⑤によって納品するものとする。表層以外については、従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい。

⑤　３次元データの納品

①②④による３次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。

（ＩＣＴ活用工事の実施手続き）

第３条　受注者は、ＩＣＴ活用工事の施工に先立ち「愛媛県ＩＣＴ活用工事に関する協議書」を発注者に提出し、受発注者間の協議が整った場合に実施できるものとする。

（設計積算）
第４条　ＩＣＴ活用工事に伴う経費については、「土木工事標準積算基準書（愛媛県）」「ＩＣＴ活用工事積算要領（国土交通省）」等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。なお、３次元起工測量、３次元データの作成並びに３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び３次元データ納品を行う場合は、見積書を提出するものとし、発注者が妥当性を確認の上、設計変更の対象とする。

（監督・検査）
第５条　ＩＣＴ活用工事を実施した場合は、国土交通省が定めたＩＣＴ舗装工に関する基準により行うものとする。なお、工事検査の実施にあたって必要となる機器類は、受注者がこれを準備するものとする。

（工事成績評定）
第６条　ＩＣＴ活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で評価する。

（現場見学会等の実施）
第７条　受注者は、発注者が本工事の工事現場でＩＣＴ活用工事見学会等を実施する場合は、協力しなければならない。

（調査等への協力）
第８条　受注者は、完成検査までに「ＩＣＴ活用工事の実施におけるアンケート調査」を提出しなければならない。また、発注者がアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

（ＩＣＴ 部分活用工事）
第９条　受注者は、ＩＣＴ部分活用工事を実施する場合は、施工に先立ち「愛媛県ＩＣＴ活用工事に関する協議書」を発注者に提出し、受発注者間の協議が整った場合に実施できるものとする。

（その他）
第１０条　ＩＣＴ活用工事の実施にあたって、本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。